

建設工事における前払金使途拡大の 継続について

令和2年4月

建設工事等競争入札参加資格者 各位

岩見沢市企画財政部契約検査管理課

岩見沢市が発注する建設工事における前払金の使途について、令和元年度に引き続き、令和2年度も下記のとおり拡大することとしましたのでお知らせいたします。

記

1 使途範囲拡大の対象となる前払金

(1) 対象となる前払金

平成28年8月1日から令和3年3月31日までに新たに請負契約を締結する工事に係る前払金（中間前払金を含まない。）で、令和3年3月31日までに受注者により前払金専用別口普通預金口座から払出しが行われるもの。

(2) 拡大の範囲及び上限

前払金の使途範囲を現場管理費（労働災害補償保険料を含む。）及び一般管理費等のうち当該工事の施工に要する費用（保証料を含む。）にも拡大し、これらに充てられる前払金の上限は前払金額の100分の25とする。

2 適用方法

平成28年8月1日から令和3年3月31日までに新たに請負契約を締結する工事の契約締結の際に約款第35条を読み替える附則を添付することとする。

建設工事契約約款 附則

前払金の使用等に関して、第35条中「充当してはならない。」の次に「ただし、平成28年8月1日から令和3年3月31日までに、新たに請負契約を締結する工事に係る前払金（中間前払金を含まない。）で、令和3年3月31日までに払出しが行われるものについては、前払金の100分の25を超える額を除き、この工事の現場管理費及び一般管理費等のうちこの工事の施工に要する費用に係る支払いに充当することができる。」を加える。

参考

第35条 受注者は、第33条の規定により受領した前払金をこの工事の材料費、労務費、機械器具の賃借料、機械購入費（この工事において償却される割合に相当する額に限る。）、動力費、支払運賃、修繕費、仮設費、労働者災害補償保険料及び保証料に相当する額として必要な経費以外の支払に充当してはならない。

令和 2 年 3 月 31 日以前の契約締結の場合は以下のとおりとなります。
令和 2 年 4 月 1 日付け施行の改正民法により条文が異なります。

建設工事契約約款 附則

前払金の使用等に関して、第 3 2 条中「充当してはならない。」の次に「ただし、平成 2 8 年 8 月 1 日から令和 3 年 3 月 3 1 日までに、新たに請負契約を締結する工事に係る前払金（中間前払金を含まない。）で、令和 3 年 3 月 3 1 日までに払出しが行われるものについては、前払金の 1 0 0 分の 2 5 を超える額を除き、この工事の現場管理費及び一般管理費等のうちこの工事の施工に要する費用に係る支払いに充当することができる。」を加える。

参考

第 32 条 受注者は、第 30 条の規定により受領した前払金をこの工事の材料費、労務費、機械器具の賃借料、機械購入費（この工事において償却される割合に相当する額に限る。）、動力費、支払運賃、修繕費、仮設費、労働者災害補償保険料及び保証料に相当する額として必要な経費以外の支払に充当してはならない。